

松川村社協指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松川村社会福祉協議会が開設する松川村社協指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護員その他の従業者（以下「通所介護員等」という。）が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活総合支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松川村社協 指定通所介護事業所
- (2) 所在地 長野県北安曇郡松川村5650番地19（松川村福祉プラザゆうあい館）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の通所介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、通所介護員等に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 通所介護員
看護職員 1名以上
介護職員 3名以上
通所介護員は、事業の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- (5) 機能訓練指導員（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、水曜日、土曜日及び年末年始12月31日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 通常午前9時20分から午後4時30分まで。ただし、必要に応じて午前8時から午後9時20分まで対応する。

(事業所の定員)

第6条 事業の1日あたりの利用定員は25名とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該事業が法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
 - (2) 健康チェック
 - (3) 送迎
 - (4) 機能訓練（日常動作訓練）
 - (5) 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等のサービス）
 - (6) 介護方法の指導
 - (7) 入浴サービス
 - (8) 給食サービス
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり40円で精算した額を交通費として徴収する。
- 3 2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 時間外料金
 - (4) その他利用者負担が適当とみとめられる経費
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松川村、大町市、池田町の区域とする。

(事業の提供に当たっての留意事項)

第9条 利用者に対して適切な事業を提供するために、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備の使用等について、利用に際しての注意事項を掲載する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 通所介護員等は、事業提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、利用者、職員の生命財産を保護する対策を講じなければならない。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、通所介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 通所介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、通所介護員等の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設ける。

2 通所介護員等は業務上知り得た秘密を保持する義務を負う。

3 通所介護員等は通所介護員等でなくなった後であっても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人松川村社会福祉協議会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年10月 1日から施行する。